別表１

介護予防・日常生活支援総合事業　国基準訪問型サービス　利用料金表

１　基本額

（令和８年６月１日改正）

内容		利用区分		利用料	利用者負担額		
					負担割合証１割	負担割合証２割	負担割合証３割
身体介護・生活援助	基本額	１週に１回程度の場合		１月につき 12,583 円	1,259 円	2,518 円	3,777 円
		１週に２回程度の場合		１月につき 25,134 円	2,514 円	5,028 円	7,542 円
		１週に２回を超える程度の場合（要支援２相当）		１月につき 39,879 円	3,988 円	7,976 円	11,964 円
		身体介護	30 分	１回につき 1,744 円	175 円	350 円	525 円
			(生活援助を含む) １時間	１回につき 3,071 円	308 円	616 円	924 円
		生活援助	30 分	１回につき 1,915 円	192 円	384 円	576 円
			１時間	１回につき 2,354 円	236 円	472 円	708 円

２　加算項目

加算項目	内容等	利用料	利用者負担額		
			負担割合証１割	負担割合証２割	負担割合証３割
初回加算	初回時、利用者が過去２月にサービス提供を受けていない場合	2,140 円	214 円	428 円	642 円
生活機能向上連携加算Ⅰ	外部のリハビリテーション専門職等からの助言に基づきアセスメントし、生活機能向上を目的に介護予防・日常生活支援総合事業　国基準訪問型サービス計画を作成しサービス提供した場合	1,070 円	107 円	214 円	321 円
生活機能向上連携加算Ⅱ	外部のリハビリテーション専門職等に同行して訪問し、共同して心身の状況等の評価を行い、当該リハビリ専門職等と連携し介護予防・日常生活支援総合事業　国基準訪問型サービス計画を作成しサービス提供した場合	2,140 円	214 円	428 円	642 円
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	所定単位に２７．０％を乗じ算定				

３　利用者の負担額等

⑴　介護保険法に定める利用者負担額

ア　利用者の負担割合（１～３割）は、負担割合証により決定・通知されます。

イ　保険料滞納等により介護給付制限がある方は、全額自己負担です。

ウ　介護保険以外のサービス利用は、全額自己負担です。

エ　２人のヘルパーによる訪問は、ヘルパー２人分の料金が発生します。

⑵　その他の負担額

ア　介護予防・日常生活支援総合事業　国基準訪問型サービス提供時にヘルパーが利用する公共交通機関等交通費

イ　小田原市域外でのサービス提供に伴う自動車等交通費

小田原市（通常の事業実施地域）を超える地点から１㎞ごとに	普通自動車、小型自動車及び軽自動車：20 円
	二輪の小型自動車及び原動機付自転車：10 円
公共交通機関等使用の場合	実費

ウ　その他サービス提供に必要である費用等が発生した場合：実費

エ　利用者の記録等開示に伴う書類等コピー代（１枚：３円）